

江東エコリーダーの会（KEL）

発 足：2007年4月 江東エコリーダー養成講座修了生による（環境学習情報館「えこっくる江東」の開館に合わせて発足）

目 的：江東区の環境保全及び環境改善に貢献する。

- ・エコリーダーの活動を支援（サポート）する。
- ・エコリーダーの活動等、「環境」の情報を発信する。
- ・会員の交流と親睦をはかる。

活動内容：みどりのカーテン事業（省エネエコライフ大作戦）

（講習会3回／年、相談会3日間、みどりのカーテンコンテスト・作品展示）、土づくり講座3回／年
親子で新砂干潟の保全と観察会（公開2回／年・会員2回／年）、手こぎゴムボートで運河体験1回／年
その他参加事業（環境月間の環境フェア、隅田川クリーンアップ大作戦、江東区区民まつり）
会員スキルアップ1回／年、KEL通信1回／年、KELニュース発行／不定期 総会1回／年 定例会1回／月

入会条件：江東区エコリーダー養成講座修了生

連絡先：info@koto.eco.to

ホームページ：http://koto.eco.to

「江東エコリーダーの会」会 則

第1条 会の目的

- ・江東区の環境問題の解決に貢献する。
- ・エコリーダーの活動を支援（サポートする）
- ・エコリーダーの活動等、「環境」の情報を発信する。
- ・会員の交流と親睦をはかる。

第2条 会員

- ・会員は江東区の「エコリーダー養成講座」の修了生とする。
- ・修了年が複数ある場合の方は年度の早い期に属する。

第3条 役職・役員会

- ・会員から、自薦他薦により役員として選出する。役職の集まりを役員会とする。
- ・会長（1名）、副会長（1から2名）、事務局（事務等担当5名以上、広報担当も含め）、会計担当（1名以上）、会計監査担当（2名以上）を会員から役職として選出する。
- ・役職の会員が集まる会を役員会とする。（随時集まる）
- ・会の事務局の場所は江東区の環境学習情報館「えこっくる江東」に置く。
- ・役職者は総会の出席者の過半にて承認される。
- ・総会、臨時総会の招集の日時は役員会にて決める。
- ・役員会での決議事項は出席者の過半数以上で決定する。
- ・役員会は役職者の過半数の出席で成立する。
- ・役員会は定例会（1回／月）にて代理することができる。
- ・役員会の招集は会長、事務局長、会計の役職で決める。
- ・役員会の決議内容等を定例会で報告する。

第4条 名誉会長、ほか

- ・会の名誉会長を置くことができる。
- ・顧問、相談役を置くことができる。

第5条 総会および定例会

- ・会員による総会を年に1回行う。（臨時総会は随時）
- ・総会は会員の出席者（委任状を含む）の過半で成立する。
- ・総会にて役職者、会計報告の承認を受ける。また、活動報告および年間計画の報告をして承認を得る。承認は出席者（委任状を含む）の過半数で成立する。
- ・会員が月に1回集まる会を定例会とする。
- ・会員による定例会を原則月に1回行う。日程は年間計画に入れ、原則として年間の日時を固定する。（例：各月の第3土曜日 14:00 から〇〇会議室にて）
（定例会は情報交換、交流、親睦を兼ねる。）
- ・定例会を役職者の過半の出席で役員会とする事ができる。

第6条 会費

- ・会員は年会費1,200円とし、年額にて納める。
- ・納める方法は郵便振り込み（手数料は会負担にて）。又は総会の時に直接納入する。
- ・郵便口座を「江東エコリーダーの会」代表〇〇とする。
- ・〇〇は会長又は会計担当の名前とする。
- ・会計年度は4月1日より翌年の3月末日とする。

第7条 会報（エコリーダー通信等）

- ・通信を年に1回以上発行する。
- ・ニュース等の発行をする（随時）
- ・インターネットによるメール配信を原則とするが、一部は郵便、FAXとする。
また、江東エコリーダーの会のホームページにて公開する

第8条 名簿名簿及び連絡

- ・名簿は「江東エコリーダーの会」の連絡に限定する。
- ・連絡方法は経費節減のためメールを中心とし、メールがない方には郵送、FAXにて連絡する。
- ・名簿は住所、氏名、修了年、電話、FAX、メールアドレス、備考を記入する。
- ・備考欄には口座の受講時の「グループ名」、現所属団体があれば記入、その他興味ある環境問題があれば記入。（随時）
- ・会員は専用のメールアドレスを希望の方に貸与する。〇〇〇〇(2文字以上)@koto.eco.to

付 記

- ・会則の改正、追記が生じた場合は幹事会の議決を得て、総会の過半で行う。
- ・役職者、幹事、会員の活動は無給とする。⇒改正
- ・幹事、役職の任期は一年間とする。途中交代の場合は残りの任期とする。
- ・名誉会長を大塚克俊氏（2期）とする。
- ・発足年月日：平成19年3月3日
- ・訂正：平成20年3月16日
- ・訂正：会計年度期日 平成21年3月7日
- ・改正：平成23年3月19日
- ・顧問を中瀬勝義（3期）、相談役を磯谷見栄とする。
- ・活動費の支払金額等は幹事会にて決める。（2015年度より）
- ・改正2016年5月21日幹事会の表記をやめ、会員の役職者による役員会を設置。総会の成立人数、定例会と役員会の関係、そのほか一部改正。
- ・改正2019年4月20日会費納入方法の変更 郵便振り込みの手数料は会負担とする。